

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法
根拠条項	第4条第1項
許認可等の種類	市町村立高等学校の設置廃止、設置者の変更等の認可
法令の定め	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条第2号、第10号 学校教育法施行規則第1条～第19条、第80条～第89条 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号） 学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）第1条、第3条、第5条、第9条、第10条
審査基準	
標準処理期間	総期間 学校の設置 4月 分校の設置 4月 課程等の設置 4月 設置者の変更 4月 学校等の廃止 1月
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係 (電話番号：011-231-4111 内線35-711)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。